

条項	市町村手話言語条例モデル条例案 (全日本ろうあ連盟)	篠山市みんなの手話言語条例 (篠山市)	三木市共に生きる手話言語条例 (三木市)	加東市手話言語条例 (加東市)	石狩市手話に関する基本条例 (北海道 石狩市)
前文	<p>言語は、お互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。手話は、音声言語である日本語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできた。</p> <p>しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は、必要な情報を得ることもコミュニケーションをとることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられたが、手話に対する理解の広がりや未だ感じる状況に至っていない。手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解と広がりをもって地域で支え合い、手話を使って安心して暮らすことができる市(町村)を目指し、この条例を制定するものである。</p>	<p>篠山市で暮らしているろう者は、市民として生活を営んできました。しかし、聞こえないため、周りとの音声言語によるコミュニケーションや交流が難しく、また、十分な情報が得られないため、地域では暮らしにくく孤立しがちでした。聞こえる人も、ろう者のことを学び、理解する機会が少なく、ろう者に話しかけることをためらい、お互いが十分にわかり合うことができませんでした。</p> <p>手話は、手指や体、表情等で視覚的に表現する言語で、ろう者の中で生まれ大切に育み受け継がれてきました。それは、日本語とは異なる独自の体系をもっています。そして、ろう者やろう者と係わる人たちは、手話が言語として広がり、市民が日常的に直接コミュニケーションするとともに、手話通訳などの情報保障によって、誰もが取り残されることがない社会になることを願ってきました。</p> <p>私たちは、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が言語として位置づけられたことで、手話を必要とするすべての人が、いつでも自由に手話を使える地域社会となるよう取り組まなければなりません。</p> <p>ここに、市民が、手話が言語であることを理解し手話の広がりを実感することで、すべての人が社会参加するとともに、こころ豊かな住みよい篠山市となることをめざしてこの条例を制定します。</p>	<p>手話は、手指や体の動き、表情などで視覚的に表現するものであり、音声言語である日本語と異なる言語です。ろう者は、物事を考え、他者とコミュニケーションを図るために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に育んできました。しかし、ろう学校では、発声訓練や話す口形を見て話を理解する口話法を用いた教育が行われるなど、手話が禁止されていた歴史があります。</p> <p>このように、ろう者は、日本語を自然に習得することが難しい状況に置かれてきました。ろう者は、音声言語だけでは自身の持つ力を十分に発揮することができません。また、ろう者は、手話を知らない多くの人とのコミュニケーションが困難で、情報が得られず、不自由さを感じながら暮らしてきました。近年、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法(昭和45年法律第84号)において、手話が言語として位置付けられましたが、市民が手話と接する機会は少なく、手話や聴覚障害に対する理解が十分に深まっているとは言えません。</p> <p>私たち三木市民は、手話が言語であることを認識し、この条例の制定を契機として、手話や聴覚障害に対する理解を広げ、全ての市民の人格と個性が尊重され、自分らしく豊かに暮らすことができるまちづくりを進めます。</p>	<p>言語は、お互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。</p> <p>手話は、音声言語である日本語とは異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者は、物事を考え、意思疎通を図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできた。</p> <p>しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は、必要な情報を得ることも意思疎通を図ることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。</p> <p>こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられたが、手話に対する理解の広がりをいまだ感じる状況にない。</p> <p>市民が、手話が言語であることを理解し、手話の広がりを実感することで、手話がろう者とろう者以外の者とのかけ橋となり、だれもが希望を持てる明るい加東市を目指してこの条例を制定する。</p>	<p>言語は、お互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。</p> <p>手話は、音声言語である日本語と異なる言語であり、耳が聞こえない、聞こえづらいろう者が、物事を考え会話をする時に使うものとして育まれてきた。</p> <p>障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、言語として位置付けられた手話を、市民が使いやすい環境にしていくことは、市の責務であり、今こそ、その取組を進めていくことが必要である。</p> <p>ここに、手話を言語として認知し、市民が手話の理解の広がりを実感できる石狩市を目指し、この条例を制定する。</p>
目的	<p>第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解並びに普及及び地域において手話を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、市(町村)及び市(町村)民の責務及び役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もってろう者やろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及に関し基本理念を定め、市の責務と市民の役割を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本的事項を定めることにより、手話を必要とする市民が、あらゆる場面で手話による意思疎通を行い、自立した日常生活を営み、社会参加をし、安心して暮らすことのできる地域社会が実現することを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進、手話の普及及び手話を使用しやすい環境の整備に関する基本的事項を定めることにより、全ての市民の人格と個性が尊重され、自分らしく豊かに暮らすことができるまちを実現することを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、市民の手話への理解の促進を図り、地域における手話の使いやすい環境を構築することで、手話を使用する市民が、手話により、自立した日常生活を営み、及び社会参加をすることにより、全ての市民がろう者とともに生きる地域社会を実現することを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、市民の手話への理解の促進を図ることにより、地域における手話の使いやすい環境を構築することで、手話を使用する市民が、手話により、自立した日常生活を営み、社会参加をし、及び心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>
意義		<p>第2条 手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者がさまざまな知識を得てこころ豊かな社会生活を営むために、大切に受け継いできたものであることを理解しなければならない。</p>			
権利の尊重					<p>第2条 市民は、手話により相互に意思を伝え合う権利を有し、その権利は尊重されなければならない。</p>

条項	市町村手話言語条例モデル条例案 (全日本ろうあ連盟)	篠山市みんなの手話言語条例 (篠山市)	三木市共に生きる手話言語条例 (三木市)	加東市手話言語条例 (加東市)	石狩市手話に関する基本条例 (北海道 石狩市)
基本理念	<p>第2条 ろう者が、自立した日常生活を営み、地域における社会参加に務め、全ての市(町村)民と相互に人格と個性を尊重しあいながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指すものとする。</p> <p>2 手話が言語であることを認識し、手話への理解の促進と手話の普及を図り、手話でコミュニケーションを図りやすい環境を構築するものとする。</p> <p>3 ろう者は、手話による意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない</p>	<p>第3条 手話の理解及び普及は、手話を必要とする市民が、手話により意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利が尊重されることを基本として行われなければならない。</p>	<p>第2条 市、市民及び事業者は、ろう者が自立した日常生活を営み、全ての市民と相互に人格と個性を尊重しあいながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指すものとする。</p> <p>2 市、市民及び事業者は、手話が言語であることを認識し、手話に対する理解の促進及び手話の普及を図り、手話を使用しやすい環境を構築するものとする。</p> <p>3 ろう者は、手話により意思疎通を図る権利を有し、市、市民及び事業者と協力し、手話に対する理解の促進と手話の普及を図るものとする。</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第2条 手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな社会生活を営むために大切に受け継いできたものであることを理解しなければならない。</p> <p>2 手話を必要とする人は、手話により意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利を尊重することを基本として、手話に対する理解の促進及びその普及を図っていかなければならない。</p>	
責務	<p>第3条 市(町村)は、基本理念にのっとり、手話の普及と、ろう者があらゆる場面で手話による意思疎通ができ、自立した日常生活や地域における社会参加を保障するため、必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>第4条 市は、市民の手話に対する理解を広げ、手話を使いやすい環境にするための施策を推進するものとする。</p>	<p>第3条 市は、前条に規定する基本理念に基づき、次に掲げる施策を実施するものとする。</p> <p>(1) 手話及び聴覚障害に対する理解の促進を図るための施策</p> <p>(2) 市民が手話により情報を取得し、意思疎通を図る機会を拡大するための施策</p> <p>(3) 手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など手話による意思疎通支援者のための施策</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策</p> <p>2 市は、前項各号に掲げる施策を推進するための方針を策定するとともに、庁内体制の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。</p>	<p>(市の責務)</p> <p>第3条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、手話の意義及び基本理念に対する市民の理解の促進、手話の普及並びに手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。</p>	<p>第3条 市は、市民の手話に対する理解を広げ、手話を使いやすい環境にするための施策を推進するものとする。</p>
市民の責務	<p>第4条 市(町村)民は、地域社会で共に暮らす一員として、ろう者と手話でコミュニケーションすることにより、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。</p> <p>2 ろう者は、市(町村)の施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。</p> <p>3 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。</p>	<p>第5条 市民は、手話の理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>第4条 市民は、手話及び聴覚障害に対する理解を深めるとともに、市が実施する前条第1項各号に掲げる施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>第4条 市民は、手話の意義及び基本理念を理解するよう努めるものとする。</p> <p>2 ろう者は、市の施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する市民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。</p> <p>3 手話通訳者は、市の施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上、手話の意義及び基本理念に対する市民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。</p>	<p>第4条 市民は、手話の理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。</p>
事業者の責務			<p>第5条 事業者は、手話を必要とする者が利用しやすいサービスを提供し、手話を必要とする者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。</p>		

条項	市町村手話言語条例モデル条例案 (全日本ろうあ連盟)	篠山市みんなの手話言語条例 (篠山市)	三木市共に生きる手話言語条例 (三木市)	加東市手話言語条例 (加東市)	石狩市手話に関する基本条例 (北海道 石狩市)
<p><b>施策の推進</b></p>	<p>第5条 市(町村)は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第2項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「障害者計画」という。)において、次の各号に掲げる施策について定め、これを総合的かつ計画的に実施するものとする。  (1)手話に対する理解及び手話の普及を図るための施策  (2)市(町村)民が手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策  (3)市(町村)民が意思疎通の手段として手話を選択することが容易にでき、かつ、手話を使用しやすい環境の構築のための施策  (4)手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など、手話による意思疎通支援者のための施策  (5)前4号に掲げるもののほか、市(町村)長が必要と認める事項  2 市(町村)は、前項に規定する施策を推進するため、方針(以下「施策の推進方針」という。)を策定するものとする。  3 市(町村)は、施策の推進方針を定めるとともに、実施状況の点検、見直しのため、聴覚障害者及び意思疎通支援者等が参画する〇〇市(町村)手話施策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。  4 前項の推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。  5 市(町村)長は、施策の推進の実施状況を公表するとともに、不断の見直しをしなければならない。</p>	<p>第6条 市は、施策を推進するための方針(以下「施策の推進方針」という。)を策定するものとする。  2 施策の推進方針においては、次の事項を定めるものとする。  (1)手話の理解及び普及に関する事項  (2)手話による情報取得及び手話の使いやすしい環境づくりに関する事項  (3)手話通訳者の配置又は派遣等意思疎通支援に関する事項  (4)前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項  第7条 施策を推進するため、篠山市手話施策推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。  2 委員会は、施策の推進方針及び実施状況について審議し、市長に意見を述べることができる。  3 委員会は、15人以内で組織する。  4 委員は、ろう者団体、手話通訳者、公募市民、識見を有する者及び市長が適当と認める者の中から市長が委嘱する。  5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>第6条 市長は、第3条第1項各号に掲げる施策の実施状況について意見を聴くため、三木市手話施策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。  2 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。  3 委員は、聴覚障害者、意思疎通支援者、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。  4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。  5 推進会議に専門的事項を分掌させるため、部会を置くことができる。  6 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し、必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>第5条 市長は、施策を推進するための方針(以下「施策の推進方針」という。)として、次の各号に掲げる施策についての方針を定めるものとする。  (1)手話に対する理解及び手話の普及を図るための施策  (2)市民が手話による意思疎通や情報を得るための施策  (3)手話通訳者の配置の拡充、処遇改善等、手話による意思疎通支援者のための施策  2 施策の推進方針は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づく、加東市障害者基本計画、加東市障害福祉計画との整合が図られたものでなければならない。  第6条 市長は、次の各号に掲げる事項について意見を聴くため、聴覚障害者、意思疎通支援者等が参画する加東市手話施策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。  (1)施策の推進方針の策定のため必要な事項  (2)施策の実施状況の点検及び見直しのために必要な事項  2 前項の推進会議の組織及び運営については、市長が別に定める。</p>	<p>第5条 市は、施策を推進するための方針(以下「施策の推進方針」という。)を策定するものとする。  2 施策の推進方針は、市が別に定める障害者に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。  3 施策の推進方針においては、次の事項を定めるものとする。  (1)手話の普及啓発に関する事項  (2)手話による情報取得及び手話の使いやすしい環境づくりに関する事項  (3)手話による意思疎通支援の拡充に関する事項  (4)前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項  4 市は、施策の推進方針を定め、又はこれを変更する時は、あらかじめ、手話を使用する市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。  5 施策の推進方針は、これを公表するものとする。</p>
<p><b>財政措置</b></p>	<p>第6条 市(町村)は、手話に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。</p>	<p>第8条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。</p>		<p>第7条 市長は、手話に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>第6条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>
<p><b>委任</b></p>	<p>第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市(町村)長が別に定める。</p>	<p>第9条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>第7条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>
<p><b>附則等</b></p>	<p>(施行期日)  1 この条例は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。  (検討)  2 市(町村)は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて、必要な見直しを行うものとする。</p>	<p>(施行期日)  1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。  (篠山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)  2 篠山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成11年篠山市条例第46号)の一部を次のように改正する。  別表障害程度区分認定審査会の項の次に次のように加える。  手話施策推進委員会  委員 日額 4,000円</p>	<p>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p>	<p>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。  (加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)  2 加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年加東市条例第37号)の一部を次のように改正する。  別表中手話通訳者選考審査委員会の項の次に次のように加える。  手話施策推進会議  委員 日額8,000</p>	<p>1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。  (検討)  2 市は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて、必要な見直しを行うものとする。</p>